

第76回定時株主総会招集ご通知 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

サンユー建設株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理を尊重する行動ができるように会社の基本方針を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。各業務担当取締役は内部統制を推進するとともに法令遵守の教育・研修を継続的に実施し、法令遵守実効性の確保に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存する事については当社の文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時これを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社のリスク管理については、担当部署にて規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・公開等を行うものとし、リスク状況の監視は取締役会により任命された内部監査責任者を中心とした内部監査チームが組織横断的にこれを行う。新たなリスクについては取締役会にて速やかに対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会を原則として月一回以上開催し、正確な情報の共有及び迅速な意思決定を行う。また、取締役会は会社全体の権限分配・意思決定ルールを策定し、各業務担当取締役は各部門の具体的な実効策を定め、改善の余地がある際には、改善を行うことにより会社全体の職務効率化を図る。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を主管する当社の役員が、子会社の経営会議に必要な応じて出席し、その業務、取締役等の職務の執行状況、その他経営上の重要事項等の報告を受ける。また、子会社の役員は一定の重要事項について適時・適切に報告を行う体制とする。

この情報に基づき、当社は子会社のリスク評価等を行うほか、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

当社は、子会社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、会社の基本方針を企業集団で共有し、コンプライアンス意識の向上を図る。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はその求めに応じ、使用人を置くこととし、監査業務を補助する範囲内においては、使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役及び他の使用人は監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役の承認を得ることとする。

- (7) **監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役員及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれがある事実その他事業運営上の重要事項を適時・適切に報告し、内部監査チームは内部監査の結果を適時・適切な方法により監査役に報告する。なお、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を実施するとともに、監査役に適宜必要な情報を提供し、監査役が当社の会計監査人や内部監査チームと定期的に情報交換をする他、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用できる体制とする。監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社及び子会社は、健全な企業活動、市民社会の秩序や安全に障害や脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携し、毅然とした組織的対応をとることとする。

- (10) **業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況**

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年5月19日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は上記(1)から(9)のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況については、定期的に開催する取締役会において内部統制の運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況の報告や審議の充実により、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては職種・職位に応じた教育・研修を実施することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称

行方建設株式会社

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

サンユーエステート株式会社、株式会社中央造園設計事務所

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

サンユーエステート株式会社、株式会社中央造園設計事務所、サンユーテクノ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

② 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法

販売用不動産・不動産事業支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 先入先出法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備え、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 |
| ③ 完成工事補償引当金 | 完成工事の瑕疵担保責任に基づく補償費に備えるため、過去の完成工事に係る補償費の実績を基準にして計上しております。 |
| ④ 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

① 工事契約に係る収益認識

当社グループは建築事業において、比較的長期の工事契約を締結しており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性が乏しい契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

また、履行義務が一定期間にわたり充足される工事契約において、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した費用のうち顧客から回収できると見込まれる金額を収益として認識する原価回収基準を採用しております。

② 役務、サービス等の提供に係る収益認識

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付に係る自己都合要支給額を計上しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(一定期間にわたり収益を認識する売上高)

当社グループは、顧客との契約について履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法(インプット法)により算出しており、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積りを行っております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益を認識する売上高	5,882,083千円
--------------------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、工事原価総額の見積りと実際の累積発生原価に重要な乖離がある場合、または工事原価総額の見積りに重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度における進捗部分に係る売上高が適切に反映されない可能性があります。

(工事損失引当金の計上)

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 5,087千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事損失引当金の計上にあたっては、未引渡工事の工事契約金額および原価支出見込額、代金回収可能見込金額等の見積りにより損失見込額の算出を行っておりますが、それらの見積り要素については不確実性を伴っております。

翌連結会計年度において、見積り額と実際の発生額に重要な乖離がある場合や見積り額に重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,965,292千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,000,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	64,729	20	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月14日 取 締 役 会	普 通 株 式	32,494	10	2024年9月30日	2024年12月13日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	64,989	20	2025年3月31日	2025年6月27日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛債権等に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行うことによってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	484,286	484,286	—
②長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	(112,797)	(111,125)	△1,671
③預り保証金	(526,601)	(499,566)	△27,034

(注) 1. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額1,100千円)は「①投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

2. 短期間で決済される「現金預金」、「受取手形」、「完成工事未収入金」、「不動産事業未収入金」、「売掛金」、「工事未払金」及び「買掛金」は記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

3. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	484,286	—	—	484,286

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	—	111,125	—	111,125
預り保証金	—	499,566	—	499,566

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

預り保証金

当該保証金の残存預り期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル及び賃貸住宅等を保有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は429,195千円（賃貸収益は不動産事業収入に、賃貸費用は不動産事業原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,284,489	△297,442	4,987,046	7,442,015

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度の主な減少額は賃貸用不動産の売却によるものであります。

３．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	売上区分				合計
	建築事業	不動産事業	金属製品事業	ホテル事業	
顧客との契約から生じる収益	7,301,519	1,299,584	510,719	609,003	9,720,827
その他の収益	－	690,585	－	－	690,585
外部顧客への売上高	7,301,519	1,990,170	510,719	609,003	10,411,413

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

完成工事未収入金に含まれる契約資産及び未成工事受入金に含まれる契約負債の残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
契約資産	393,152千円
契約負債	595,307千円

12. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 3,564円30銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 148円00銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

② 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法

販売用不動産・不動産事業支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 先入先出法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 |
| ③ 完成工事補償引当金 | 完成工事の瑕疵担保責任に基づく補償費に備えるため、過去の完成工事に係る補償費の実績を基準にして計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付に係る自己都合要支給額を計上しております。 |
| ⑤ 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約については、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

① 工事契約に係る収益認識

当社は建築事業において、比較的長期の工事契約を締結しており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性が乏しい契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

また、履行義務が一定期間にわたり充足される工事契約において、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した費用のうち顧客から回収できると見込まれる金額を収益として認識する原価回収基準を採用しております。

② 役務、サービス等の提供に係る収益認識

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(一定期間にわたり収益を認識する売上高)

当社は、顧客との契約について履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法(インプット法)により算出しており、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積りを行っております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益を認識する売上高 4,644,185千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

収益認識の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、翌事業年度において、工事原価総額の見積りと実際の累積発生原価に重要な乖離がある場合、または工事原価総額の見積りに重要な変更が生じた場合に、翌事業年度における進捗部分に係る売上高が適切に反映されない可能性があります。

(工事損失引当金の計上)

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 5,087千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事損失引当金の計上にあたっては、未引渡工事の工事契約金額および原価支出見込額、代金回収可能見込金額等の見積りにより損失見込額の算出を行っておりますが、それらの見積り要素について

は不確実性を伴っております。

翌事業年度において、見積り額と実際の発生額に重要な乖離がある場合や見積り額に重要な変更が生じた場合に、翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,890,267千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 6千円 |
| ② 短期金銭債務 | 4,323千円 |
| ③ 長期金銭債務 | 820千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	22,253千円
仕入高	32,310千円
営業取引以外の取引高	171千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	750,513株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,997千円
賞与引当金	1,866千円
退職給付引当金	99,136千円
長期未払金	10,732千円
完成工事補償引当金	242千円
工事損失引当金	1,541千円
株式報酬費用	14,873千円
関係会社株式評価損	67,798千円
減損損失	3,871千円
繰延税金資産小計	208,060千円
評価性引当額	△71,670千円
繰延税金資産合計	136,389千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△87,141千円
繰延税金負債合計	△87,141千円
繰延税金資産の純額	49,248千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表11.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	3,515円62銭
(2) 1株当たりの当期純利益	123円40銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。